

## 【中国】土地再生条例の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 生産活動や自然災害により破壊された土地の再生について定めた土地再生条例が、2011年2月22日に国务院第145回常務会議で採択され、同年3月5日に公布、施行された。耕地や鉱工業用地を確保するため、土地の再生活動を促す各種の措置が定められている。

### 制定の背景

中国の土地は用途により、農業用地（農業生産に直接用いられる土地をいい、耕地、林地、草地、農業水利用地等を含む）、建設用地（建築物、構築物を建設する土地をいい、住宅及び公共施設用地、鉱工業用地等を含む）、未利用地に分類され、農業用地の建設用地への転用は厳しく規制されている。しかし1996年には1億3千万haであった耕地面積は、林地化（注1）、建設用地への転用等のため減少を続けてきた。最近数年は、林地化政策の中止により微減にとどまっているものの、2010年には耕地面積は1億2173万haとなった。また、改革開放以降の生産活動や自然災害により破壊された土地（以下「破壊地」）の状況も深刻で、利用できなくなった農業用地や建設用地が増加し、1988年には生産・建設活動による破壊地を対象として国务院により土地再生規定が制定された。同規定の「破壊した者が再生する」という原則により、土地の再生率は1987年の1%から現在の25%にまで上昇したが、破壊地は増え続け、その面積は2009年には約867万haに達した。これらの破壊地は、長期にわたり破壊した責任者が不明である破壊地（以下「長期破壊地」）及び自然災害による破壊地（以下「災害破壊地」）が相当部分を占めるとされている。そのため、長期破壊地や災害破壊地の再生の主体を明確にすること、再生活動を促す措置を定めることが必要とされ、同規定の見直しを行い、土地再生条例（注2）が新たに制定された。中国では、全国土地利用全体長期計画綱要（2006～2020年）及び国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020年）で、食糧安全保障のための耕地面積の最低ラインを1億2千万haと定めており、国土資源部は、破壊地の再生は、耕地と建設用地の両方の需要を満たすとしている。

### 土地再生条例の概要

第1章総則、第2章生産・建設活動による破壊地の再生、第3章長期破壊地及び自然災害破壊地の再生、第4章土地再生の検収、第5章土地再生奨励措置、第6章法的責任、第7章附則の全7章44か条から成る。同条例の概要は次のとおりである。

#### ・制定の目的

土地の合理的な利用及び耕地の保護という国策を実施し、土地再生活動を標準化し、土地再生の管理を強化し、土地利用の効果を高めることを目的とする（第1条）。土地再生とは、生産・建設活動及び自然災害で破壊された土地を修復し、利用できる状態

にする活動をいい（第 2 条）、再生された土地は優先的に農業に用いる（第 4 条）。

・生産・建設活動による破壊地の再生

生産・建設活動による破壊は、破壊した者が再生するという原則に従い、これらの活動を行った組織または個人（以下「再生義務者」）が再生義務を負う（第 3 条）。再生義務を負う土地とは、①露天採鉱、土砂採取等地表の採掘による破壊地、②地下採鉱等により地面が陥没した土地、③採鉱による鉱滓、廃石等固体廃棄物の集積地、④エネルギー、交通、水利等のインフラ建設や他の生産・建設活動で破壊された土地である（第 10 条）。再生義務者は、土地再生基準等に基づき再生計画を策定し（第 11 条）、生産・建設事業の手続時に、再生計画を提出しなければならない（第 13 条）。費用については、その概算と調達方法を再生計画に記載し（第 12 条）、生産コストまたは建設プロジェクトの総投資に組み入れること（第 15 条）とした。再生費用が準備されていないために、再生義務を果たさないケースが多いことを勘案した規定である。

・長期破壊地及び災害破壊地の再生

災害破壊地、破壊した主体が不明な長期破壊地の再生は、県級以上の人民政府が責任を負う（第 3 条）。これらの土地は、県級以上の人民政府が資金を投入して再生を行うが、社会からの投資による再生や、また土地の権利者が明確な場合には、扶助、優遇措置を実施し、権利者自身による再生を促すことも可能である（第 23 条）。

・検収の強化

再生終了後に、県級以上の地方人民政府の国土資源主管部門と農業、林業等の関係部門が検収を行うが、専門家による検査、関係権利者からの意見聴取等も実施しなければならない（第 28 条）。再生が不合格の場合には、国土資源主管部門は修復すべき事項を書面で伝え、再生義務者は再度の作業終了後に検収を再申請する（第 29 条）。なお、義務を履行しなかった場合又は再度の再生も不合格であった場合には、再生義務者に土地再生費用を納めさせ、国土資源主管部門が代わって再生を行う（第 18 条）。

・再生奨励措置

再生義務者が定められた期間内に破壊した農業用地を原状回復した場合には、納入済みの耕地占用税（耕地を農業用途外で占有する者に課せられる税）を還付する（第 32 条）。使用権者のいない土地の再生に投資した場合には、投資者が長期にわたり林業、牧畜等に従事することを許可する（第 33 条）。また、土地管理法の規定では、耕地を農業用途外で占有する場合には、占有分の耕地を新たに開墾して補充しなければならないとされている。県級以上の地方人民政府が破壊された建設用地を耕地に再生した場合には、当該省（自治区、直轄市）内において、その再生した耕地を、農業用途外で占有した耕地の補充分として扱うことができる（第 35 条）。

（注）インターネット情報は 2011 年 6 月 21 日現在である。

(1)1998 年に発生した大洪水への反省から、生態の回復をはかるために行われた、耕地を林地・草地にもどす事業。1999 年から実施されたが、耕地確保のために 2007 年に中止された。

(2)「土地復垦条例」 <[http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/11/content\\_1822591.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/11/content_1822591.htm)>